

組合会会議規則

制定 平成 17 年 4 月 1 日

改定 平成 30 年 9 月 1 日

組合会会議規則

第1章 総 則

第1条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。但し、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合員は、テレビ会議システムにより出席することができる。

第2条 議員の席次は、議長の定めるところによる。

2 補欠議員の席次は、前任者の席次による、ただし、補欠のため同時に議員となった者が2人以上あるときは、その席次は議長の定めるところによる。

3 議員の定数の増加に伴う選定議員又は互選議員の席次は、議長の定めるところによる。

第3条 会期を定めて招集した会議の場合には、議長は次の会議日程及び開議の時間を定めて、これを会議に報告しなければならない。

2 会議日程に定めた議案について、当日開議することができないとき、又はその議案の審議が終わらないときは、議長はさらに会議日程を定め、これを会議に報告しなければならない。

第4条 この規則に関する疑義、その他会議中議題外に起った事項は、議長がこれを決する。ただし、議長が重要であると認める事項は、会議に諮りこれを決することができる。

第5条 議員の着席は、議長の合図による。

第6条 議案又は報告書は、開議の前に議長が議員にこれを配付しなければならない。

第7条 議長は、会議を開くときは、開議の旨を宣告しなければならない。

2 議案又は報告書は、議長が付議した後、この組合の事務職員に朗読させる。ただし、議長がその必要を認めないときは、朗読を省略することができる。

第2章 動議及び建議

第8条 テレビ会議システムによる組合会の開催に当っては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。

第9条 動議は、出席議員の3分の1を超える賛成者がなくては、これを議題としない。

2 組合会開会中、急施を要する事項があるときは出席議員の2分の1を超える賛成者があり、かつこれを議題として審議するには、緊急理事会の決定を経なければならない。

第10条 建議案を提出しようとするときは、議員3人以上の賛成者と連署した文書を議長に提出しなければならない。ただし、事項の簡単なものは、議長の許可を受けて議場においてこれを述べることができる。ただし、この建議案を議題として審議するには、緊急理事会の決定を経なければならない。

2 議員3人以上の賛成者が得られない建議案を提出しようとするときは、文書をもってこの建議案を常務理事に提出しなければならない。常務理事はこの建議案を理事会に付し、理事会がこれを組合会の議題として認めるときは、組合会で審議しなければならない。

第11条 議題となった動議又は建議は、議長の許可を受けなければ、これを撤回することができない。

第12条 議題となった動議又は建議で否決されたものは、その会期中は再びこれを提出することができない。

第3章 発言及び討議

第13条 議長が開議を宣言しない間は、議員は議案について発言することができない。

第14条 議員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 2人以上同時に発言を求めるときは、議長はその1人を指名して発言させなければならない。

3 前項の場合においては、議員の発言の前後について、異議を申し立てることができない。

第15条 理事が発言を求めるときは、議長は直ちに許可しなければならない。ただし、このために議員の発言を中止させることはできない。

第16条 討論は、議題外にわたってはできない。

2 議員の討論が、冗長にわたり又は不必要の論議と認められるときは、議長はこれを制止することができる。

第4章 採 決

第17条 否決の動議は、修正動議に先立ち採決しなければならない。

第18条 修正の動議は、原案に先立ち採決しなければならない。

2 同一の議題につき、修正の動議が数件提出されたときは、議長は原案の趣旨に最も遠いと認めたものから順次採決しなければならない。

第19条 否決の動議及び修正の動議がすべて否決されたときは、原案につき採決しなければならない。

第20条 議長は、採決しようとするときは、その議題及び採決すべき旨を会議に宣告しなければならない。

2 前項の宣告をした後は、その議題については、議員は発言をすることができない。

第21条 会議に列席する議員は、採決すべき議題につき、可否を表明しなければならない。

第22条 表決の方法は、挙手による。ただし、議長の意見により他の方法を用いることができる。

第23条 議長は、表決の結果を宣告しなければならない。

第5章 秩 序

第24条 議員は、招集に応ずることができず又は招集に応じたが、会議に出席することができないときは、定刻前にその事由を書面で議長に届出なければならない。

第25条 議員は、会議中私語その他議事を妨げる言動をしてはならない。

第26条 議員は、会議中無礼な語を用いたり又は他人の一身上にわたる討論をしてはならない。

第27条 会議中、この規則に違反し、その他議場の秩序をみだす議員があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、当日の会議の終るまで発言を禁止し又は議場外に退去を命ずることができる。

第28条 議場が喧騒となり、整理しがたいときは、議長は当日の会議を中止し又はこれを閉じることができる。

第6章 傍 聴

第29条 組合会の会議を傍聴しようとする者は、被保険者証を受付係に提示して入場しなければならない。

ただし、被保険者証を所持しないときは、その旨を受付係に申出て承諾を受けて入場することができる。

第30条 傍聴人は、静粛を旨とし、会議の言論に対して公然と可否を表明したり又または談話をしたり若しくは喧騒にわたり、その他会議の妨害となるような行為をしてはならない。

2 前項の規定に違反する傍聴人があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、退場させることができる。

第31条 議長より傍聴禁止の宣告があったときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。

第 32 条 傍聴人は、前 2 条に定めたもののほか、すべて議長その他係員の指揮に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。